

○伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金交付要綱

令和4年9月16日

告示第251号

(趣旨)

第1条 この告示は、太陽エネルギーの地産地消を促進し、持続可能な社会を構築するため、既存住宅又は事業所への太陽エネルギー利用設備の設置等に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、伊那市補助金等交付規則（平成18年伊那市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 未使用品であって、既存住宅又は事業所における太陽光を電気に変換する太陽光モジュール及びその附属設備をいう。
- (2) 定置型蓄電設備 未使用品であって、前号の太陽光発電設備と常時接続しており、同設備が発電する電気を充放電できる定置型蓄電池及びその附属設備をいう。
- (3) 太陽熱利用システム 未使用品であって、太陽熱エネルギーを集熱器により吸収して、既存住宅又は事業所における給湯その他熱利用に供するものをいう。
- (4) 太陽エネルギー利用設備 太陽光発電設備、定置型蓄電設備及び太陽熱利用システムをいう。
- (5) 既存住宅 次のいずれにも該当する住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）をいう。
 - ア 令和4年7月25日以前に引渡しを受けた住宅で市内に存するもの
 - イ 自ら居住し、若しくは居住する予定の住宅又は当該住宅と同一敷地内にある建築物
- (6) 事業所 次のいずれにも該当する事業所をいう。
 - ア 令和4年7月25日以前に引渡しを受けた事業所で市内に存するもの
 - イ 生産若しくはサービス提供を事業として行う事業所又は当該事業所と同一敷地内にある建築物

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の既存住宅又は事業所へ太陽エネルギー利用設備を設置すること。
- (2) 市長が指定した日以降に太陽エネルギー利用設備の設置事業に着手し、当該年

度の2月末日までに、第9条に規定する実績報告書を提出できること。

(3) 次に掲げるいずれかの法人又は個人事業主に太陽エネルギー利用設備を設置させること。

ア 市内に本店を有するもの

イ 長野県内に本店を有し、市内に支店又は営業所を有するもの

(4) 以前に太陽エネルギー利用設備の設置に関し、市の同種の補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、個人で申請する場合にあっては、全ての世帯員が以前に当該補助金の交付を受けたことがないこと。

(5) 市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していないこと。ただし、個人で申請する場合にあっては、全ての世帯員が滞納していないこと。

(6) 伊那市暴力団排除条例（平成24年伊那市条例第12号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費の合計額とする。

(1) 太陽エネルギー利用設備及び当該設備を構成する機器等の購入費

(2) 太陽エネルギー利用設備の設置に係る工事費

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（補助対象設備、交付要件及び補助金額等）

第5条 補助金の交付の対象となる太陽エネルギー利用設備（以下「補助対象設備」という。）、交付要件、補助率及び補助限度額等は、次の表のとおりとする。

補助対象設備	交付要件	補助率、補助限度額等
太陽光発電設備	既存住宅又は事業所に設置する設備 で次に掲げるもの (1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度又はFIP（フィードインプレミアム）制度の認定を取得しないこと。 (2) 発電する電力量のうち、自家消費する電力量が次の割合以上であること。	(1) 既存住宅 1kW当たり14万円（上限70万円） (2) 事業所 1kW当たり10万円（上限500万円）

	<p>ア 既存住宅 30%</p> <p>イ 事務所 50%</p> <p>(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号) 第2条第1項第5号ロに規定する接続供給(自己託送)を行わないものであること。</p> <p>(4) 余剰電力は、市長が指定する電気事業法第2条の2に規定する小売電気事業者に売却すること。</p> <p>(5) 既存設備の更新の場合は、設置から17年を経過していること。</p>	
定置型蓄電設備	<p>既存住宅又は事業所に設置する設備で次に掲げるもの</p> <p>(1) 本事業で設置する太陽光発電設備に常時接続する設備であること。</p> <p>(2) 補助対象経費(消費税及び地方消費税を含まない。)が1kWh当たり次の額以下であること。</p> <p>ア 既存住宅 15万5千円</p> <p>イ 事業所 19万円</p> <p>(3) 既存設備の更新の場合は、設置から6年を経過していること。</p>	<p>(1) 既存住宅 次に掲げる額のうちいずれか少ない額 (上限77万5千円)</p> <p>ア 定置型蓄電池本体価格の2分の1の額</p> <p>イ 定置型蓄電池1kWh当たりに7.75万円を乗じて得た額</p> <p>(2) 事業所 次に掲げる額のうちいずれか少ない額 (上限189万円)</p> <p>ア 定置型蓄電池本体価格の2分の1の額</p> <p>イ 定置型蓄電池1kWh当たりに9.45万円を乗じて得た額</p>
太陽熱利用システム	<p>既存住宅若しくは事業所又はその同一敷地内(市長が認める場合に限る。)に設置する設備で次に掲げるもの</p> <p>(1) 太陽集熱器が日本産業規格A4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有しているこ</p>	補助対象経費の3分の2以内 (上限60万円)

	と。 (2) 既存設備の更新の場合は、設置から15年を経過していること。	
--	-----------------------------------------	--

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、補助対象設備を設置する前に伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 補助対象経費及びその内訳が記載された見積書等の写し
- (3) 補助対象設備の設置箇所を示す写真等
- (4) 補助対象設備のメーカー、型式及び容量等が確認できる書類
- (5) 太陽集熱器が日本産業規格A4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有することを証明する書類（補助対象設備が太陽熱利用システムの場合に限る。）
- (6) 伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金の申請に係る確認表（様式第1号の2）
- (7) 伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金承諾書（様式第2号）（補助対象設備を設置する既存住宅又は事業所が自己の所有に属さないとき、又は共同所有のとき有限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適當と認めたときは、伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(事業の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を変更又は廃止しようとするときは、伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金事業変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金事業変更等承認通知書（様

式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要した費用及びその内訳が記載された契約書等の写し
- (2) 補助事業に要した費用に係る領収書の写し
- (3) 補助対象設備の設置状況を示す写真
- (4) 補助対象設備の保証書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適當と認めたときは、伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(財産処分の制限等)

第13条 交付決定者は、補助事業により設置した設備については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、適正な運用を図らなければならない。

2 規則第19条第1項に規定する承認の申請書は、伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金財産処分承認申請書(様式第9号)によるものとする。

3 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間

とする。

(適用除外)

第14条 この告示の規定は、過疎地域集落整備事業（昭和52年度から昭和58年度までの間に伊那市高遠町芝平地区又は荊口地区において実施されたものに限る。）による集落移転の対象となった区域において実施する事業については、適用しない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年10月1日から施行し、改正後の伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金交付要綱の規定は、令和4年7月26日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金交付申請書

年　月　日

(宛先) 伊那市長

申請者　住所
氏名
電話

伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、この補助金の審査のために、申請者及び同一世帯員が納付すべき市税及び分担金、使用料その他の歳入の納付状況を事務担当職員が確認することに同意します。

設置する建築物の所在地	伊那市 番地		
設置する建築物の区分	既存住宅・事業所（建築年月日： 年 月 日）		
設置する建築物の所有者	申請者・申請者以外（ ）		
設置する設備	太陽光発電設備 (新設・更新)	定置型蓄電設備 (新設・更新)	太陽熱利用システム (新設・更新)
メーカー			
型式			
容量等	k W	k W h	L
補助対象経費（税込）	円	円	円
補助対象経費合計（税込）	円		
補助金交付申請額	円		
既存設備設置年月 (更新の場合)	年 月	年 月	年 月
設置事業者	住所 名称 電話		
着手予定日	年 月 日		
完了予定日	年 月 日		
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 補助対象経費及びその内訳が記載された見積書等の写し <input type="checkbox"/> 設置する設備の設置場所を示す写真等 <input type="checkbox"/> 設置する設備のメーカー、型式、容量等が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 太陽集熱器が日本産業規格A4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有することを証明する書類（設置する設備が太陽熱利用システムの場合） <input type="checkbox"/> 伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金の申請に係る確認表（様式第1号の2） <input type="checkbox"/> 伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金承諾書（様式第2号）（設置する建築物の所有者が申請者以外の場合） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類		

様式第1号の2（第6条関係）

伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金の申請に係る確認表

年　月　日

申請者（自署）

住所

氏名

伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金の交付申請に当たり、伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金交付要綱及び以下に掲げる要件を遵守します。

区分	内容	確認欄
共通事項	市内の既存住宅又は事業所へ設備を設置すること。 市長が指定した日以降に太陽エネルギー利用設備の設置事業に着手し、当該年度の2月末日までに、第9条に規定する実績報告書を提出できること。	
	次に掲げるいずれかの法人又は個人事業主に太陽エネルギー利用設備を設置させること。 ・市内に本店を有するもの ・長野県内に本店を有し、市内に支店又は営業所を有するもの	
	以前に太陽エネルギー利用設備の設置に関し、市の同種の補助金の交付を受けたことがないこと。個人にあっては、全ての世帯員が以前に当該補助金の交付を受けたことがないこと。	
	市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していないこと。個人にあっては、全ての世帯員が滞納していないこと。	
	伊那市暴力団排除条例（平成24年伊那市条例第12号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。	
	未使用の太陽光発電設備であること。 固定価格買取制度又はFIP（フィードインプレミアム）制度の認定を取得しないこと。	
太陽光発電設備	発電する電力量のうち、自家消費する電力量が次の割合以上であること。 ・既存住宅 30% ・事務所 50%	
	自己託送を行わないものであること。	

太 陽 光 発 電 設 備	余剰電力は、市長が指定する小売電気事業者へ売電すること。	
	既存設備の更新の場合は、設置から17年を経過すること。	
	本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果は、J-クレジット制度への登録を行わないこと。	
	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）の遵守事項等に準拠して事業を実施すること。	
定 置 型 蓄 電 設 備	未使用の定置型蓄電設備であること。	
	本事業で設置する太陽光発電設備に常時接続する設備であること。	
	補助対象経費（消費税及び地方消費税を含まない。）が1kWh当たり次の額以下であること。 ・既存住宅 15万5千円 ・事務所 19万円	
	既存設備の更新の場合は、設置から6年を経過していること。	
	本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果は、J-クレジット制度への登録を行わないこと。	
	「伊那から減らそうCO ₂ ！！促進事業補助制度の手引き」（伊那市）の「その他定置型蓄電設備の要件」に適合していること。	
	未使用の太陽熱利用システムであること。	
太 陽 熱 利 用 シ ス テ ム	太陽集熱器が日本産業規格A4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものであること。	
	既存設備を更新する場合は、設置から15年を経過していること。	
	本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果は、J-クレジット制度への登録を行わないこと。	

様式第2号（第6条関係）

伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金承諾書

年　　月　　日

(宛先) 伊那市長

所有者 住 所
氏 名
電 話

私が所有する次の既存住宅又は事務所に補助金交付申請者が太陽エネルギー利用設備を設置することを承諾します。

既存住宅又は事務所の所在地	伊那市	番地
補助金交付申請者	住所 氏名 電話	

様式第3号（第7条関係）

款		項		目		節	
---	--	---	--	---	--	---	--

第 号
年 月 日

様

伊那市長 印

伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金について、次のとおり決定しましたので、伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金交付決定額

金 円

補助条件

- 1 この補助金は、申請した以外に使用してはいけません。
- 2 補助金の経理は、帳簿を備え、収入額及び支出額を記載するとともに、その支出内容を証する書類を整備し、及び保存して補助金の使途を明らかにしておいてください。
- 3 補助金を得て行った事業が完了したときは、完了後10日以内にその事業の実施状況を提出してください。
- 4 前3項に違反して事業を実施した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができます。
- 5 補助対象団体の経理監査のため必要がある場合は、市監査委員の立入監査を行うことがあります（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項）。

様式第4号（第8条関係）

伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金事業変更等承認申請書

年　　月　　日

(宛先) 伊那市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

年　　月　　日付け 第　　号で交付決定のあった伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金事業の変更（廃止）について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

設置する建築物の所在地	伊那市 番地		
設置する建築物の区分	既存住宅・事業所		
設置する設備	太陽光発電設備	定置型蓄電設備	太陽熱利用システム
メーカー			
型式			
容量等	k W	k W h	L
変更（廃止）の概要			
変更（廃止）の理由			
添付書類	<input type="checkbox"/> 変更（廃止）に至るまでの経緯等が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類		

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

伊那市長 印

伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金事業変更等承認通知書

年 月 日付けの伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金事業変更等承認申請書を審査しましたので、伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

設置する建築物の所在地	伊那市 番地		
設置する建築物の区分	既存住宅・事業所		
設置する設備	太陽光発電設備	定置型蓄電設備	太陽熱利用システム
メーカー			
型式			
容量等	k W	k W h	L
変更（廃止）の概要			
変更（廃止）の承認	承認する・承認しない		
付記意見			

様式第6号（第9条関係）

伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金実績報告書

年　月　日

(宛先) 伊那市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

年　月　日付け 第　号で交付決定のあった伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金事業が完了したので、次のとおり報告します。

設置した建築物の所在地	伊那市 番地		
設置した建築物の区分	既存住宅・事業所		
設置した設備	太陽光発電設備 (新設・更新)	定置型蓄電設備 (新設・更新)	太陽熱利用システム (新設・更新)
メーカー			
型式			
容量等	k W	k W h	L
設置等に要した費用	円	円	円
設置等に要した費用 合計	円		
補助金交付決定額 ※	円		
設置事業者	住所 名称	電話	
着手日	年　月　日		
完了日	年　月　日		
添付書類	<input type="checkbox"/> 設置等に要した費用及びその内訳が記載された契約書等の写し <input type="checkbox"/> 設置等に要した費用に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 設置した設備の設置状況を示す写真 <input type="checkbox"/> 設置した設備の保証書の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類		

※補助金交付決定額は、伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金交付決定通知書(様式第3号)に記載されている金額を記載してください。

様式第7号（第10条関係）

第
年
月
日
号

様

伊那市長 印

伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金確定通知書

年　　月　　日付けの伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金実績報告書を審査の結果、次の金額を当該設置事業に対する補助金として確定しましたので、伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金確定額

金 _____ 円

様式第8号（第11条関係）

伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金交付請求書

年　　月　　日

(宛先) 伊那市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

年　　月　　日付け　　第　　号で確定のあった伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金を、次のとおり請求します。

補助金交付請求額		円
振込先口座	金融機関名	
	本・支店名	
	口座の種類	普通・当座・その他
	口座番号	
	ふりがな	
	口座名義人	
添付書類	<input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できる書類（通帳等の写し） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	

様式第9号（第13条関係）

伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金財産処分承認申請書

年　月　日

（宛先）伊那市長

申請者　住所
氏名
電話

年　月　日付け　第　号で補助金確定通知のあった　年度伊那市太陽
エネルギー利用設備設置事業により取得した財産を処分したいので、伊那市太陽エネルギー
利用設備設置補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、次のとおり承認
を申請します。

取得した財産の設置場所	伊那市 番地		
設置した建築物の区分	既存住宅・事業所		
取得した財産の内容	太陽光発電設備	定置型蓄電設備	太陽熱利用システム
メーカー			
型式			
容量等	kW	kWh	L
取得年月日	年　月　日		
取得金額	円（うち市補助金		円）
処分の理由			
処分予定日	年　月　日		
処分方法、価格、条件など			
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 取得した財産の写真 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類		